

## コンプライアンス規程

### (目的)

第1条 この規程は、愛知県中小企業診断士協会(以下「協会」という。)の会員倫理規程及びコンプライアンス宣言の理念に則り、協会役職員及び会員中小企業診断士が直面する、又は将来直面する可能性のあるコンプライアンス(コンプライアンス宣言に規程する法令等の遵守をいう。以下同じ。)上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 協会役職員及び会員中小企業診断士は、前条の会員倫理規程及びコンプライアンス宣言の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

### (組織)

第3条 協会のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会

### (コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、理事会の決議により会長が任命する。コンプライアンス担当理事は、定期的に理事会に対し、協会のコンプライアンスの状況について、報告するものとする。

- 2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。
- 3 コンプライアンス担当理事の役割・権限は以下のとおりとする。
  - (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
  - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
  - (3) コンプライアンス委員会の委員長

### (コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事の諮問機関として設置し、以下の事項について、その諮問に答える。

- (1) コンプライアンス施策の検討と実施

- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件についての分析・検討
- (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定
- (5) その他、コンプライアンス担当理事が諮問した事項

2 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、同理事が任命する者を委員として構成する。

3 コンプライアンス委員会事務局は協会事務局に設置する。

(コンプライアンス委員会の開催)

第6条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、毎年一回以上開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

(コンプライアンス統括部)

第7条 コンプライアンス委員会の委員で、かつ、会員資格のある者でコンプライアンス統括部を構成する。

2 コンプライアンス統括部は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画・推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性をあげるための方針や施策等を検討・実施する。

3 コンプライアンス統括部は、コンプライアンス施策の進捗状況その他コンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告・連絡・相談ルート)

第8条 役職員（及び会員中小企業診断士）は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部に報告する。

2 コンプライアンス統括部長は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実をコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を得て実施する。

3 役職員は、第1項にかかわらず、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス統括部を経由することができないときは、コンプライアンス担当理事に直接、第1項の報告をすることができる。

4 第1項の行為が会員中小企業診断士に関する行為であった場合、コンプラ

イアンス担当理事は、直ちに会長へ報告する。

- 5 会長は、前項の報告を受けた場合、役職員又は会員中小企業診断士が法令又は定款若しくは倫理規程、コンプライアンス宣言等の内部規程に違反し、協会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその中小企業診断士の品位を失墜させる行為に該当するおそれがあるときは、綱紀委員会に対して調査を指示する。

(コンプライアンスのための教育)

- 第9条 協会は、役職員及び会員中小企業診断士に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、協会の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改 廃)

- 第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。